

令和3年第2回

福生病院企業団議会議定例会会議録

令和3年11月25日(木)

令和3年第2回福生病院企業団議会議定例会

- 1 招集年月日 令和3年11月25日(木)
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後1時00分から午後2時19分まで
- 4 出席議員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 榎本 義輝 | 2番 | 森 亘 |
| 3番 | 下野 義子 | 4番 | 秋山 義徳 |
| 5番 | 大塚あかね | 6番 | 梶 正明 |
| 7番 | 堀 雄一朗 | 8番 | 武藤 政義 |
| 9番 | 山崎 貴裕 | | |
- 5 欠席議員 な し
- 6 説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------|------|
| 企 業 長 | 松山 健 |
|-------|------|
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
- | | |
|-------------|-------|
| 副 院 長 | 小山 英樹 |
| 副 院 長 | 吉田 英彰 |
| 事 務 長 | 町田 高司 |
| 看 護 部 長 | 一柳 景子 |
| 医 療 技 術 部 長 | 植松 博幸 |
| 薬 剤 部 長 | 関根 均 |
| 経 営 企 画 課 長 | 市川 仁史 |
| 庶 務 課 長 | 小林 章文 |
| 経 理 課 長 | 青木 広幸 |
| 医 事 課 長 | 青木しのぶ |
| 診療情報管理課長 | 岸野 満 |
| 入退院管理室長 | 松浦 典子 |
| 地域医療連携室長 | 井口 武 |
| 診療情報管理課課長補佐 | 大林 宏一 |

庶務係長	為ヶ谷安紀子
経理係長	馬場孝久

8 職務のため出席した構成市町職員の氏名

福生市福祉保健部参事	瀬谷次子
羽村市福祉健康部長	野村由紀子
羽村市健康課長	大高淳子
瑞穂町福祉部長	福島由子
瑞穂町健康課長	工藤洋介

令和3年第2回福生病院企業団議会定例会議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
(企業長あいさつ)
- 日 程 第 3 一般質問
- 日 程 第 4 議案第8号 令和3年度福生病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)
- 日 程 第 5 議案第9号 令和2年度福生病院企業団病院事業決算の認定について
- 日 程 第 6 諸報告

午後1時00分 開会

○議長（大塚あかね君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和3年第2回福生病院企業団議会定例会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年第2回福生病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議席番号若しくは職名を告げ、許可を得てからの発言をお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言をいただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院企業団議会会議規則第95条の規定により、議長において、3番下野義子議員並びに4番秋山義徳議員を指名いたします。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（大塚あかね君） この際、企業長から発言の申出がありますので、これを許します。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 本日は、令和3年第2回福生病院企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用にも関わらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今後の予測が難しい新型コロナウイルス感染症でございますが、国や東京都では、感染者数の減少に伴いましてイベントや飲食店などの規制緩和の動きが進んでおります。一国民としては、1日でも早く経済が回復し、コロナのない普通の生活に戻っていくことを期待はしておりますが、医療者としては、他国で過去最高の感染者を記録していることなどを鑑みますと、また医療が逼迫するのではないかという複雑な思いで日々を送っております。

当院の新型コロナウイルス感染症に関する現況につきまして若干報告させていただきますと、入院患者につきましては、7月上旬までは1日20名以下でしたが、第5波のあおりを受け徐々に増えていき、7月29日には満床となりまして、この状態が9月上旬まで続いております。

9月には東京都からのコロナ対応病床のさらなる増床の協力要請があり、これに応じましたが、皮肉なことに、増床した後は徐々に患者数が減りはじめ、中旬以降は、20人以下の状況へと戻っていきました。

10月7日には、東京都が感染収束フェーズをレベル3からレベル1に下げたことに伴いまして、コロナ対応病床を一時的に減らすようにという協力要請がありました。当院では、これに従い、10月12日から1病棟を一般急性期病棟に戻し、現在は1病棟での対応としております。

なお、政府の正式文書からは文言が消えたようですが、「幽霊病床」などという言葉をよく耳にいたしました。当院では、公立病院として西多摩保健所のみならず23区内の保健所からの入院要請も最大限に受入れておりまして、10月半ばまでの西多摩保健所の統計によりますと、西多摩医療圏域の三公立病院の中で、数的には最も多くの患者を受入れているとのことでした。今後も、未曾有の大災害ともいえるコロナ撲滅のために貢献していきたいと考えておりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、本日提案いたします令和3年度補正予算につきまして、若干説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響から、当初予算では、一般急性期の入院患者数が見込めないこと、また、コロナ関連の補助金の対象期間が明らかでなかったことから赤字予算を作成しておりました。

その後、東京都からのコロナ対応病床の増床の要請を受けたことなどから、さらに入院患者数が見込めなくなりました。その一方で、国や東京都のコロナ対策に関する補助基準により、当初の想定を上回る補助金を受けられることが見込まれましたので、今回の補正予算は、収支均衡予算へと補正させていただくものです。

次に、令和2年度の決算につきまして、若干ご報告をさせていただきますと、1億6,935万余円の純利益となりました。この利益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により医業収益が減少した一方で、国や東京都からの補助金、また、構成市町の支援金をいただいたことによるものです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による危機的経営状況から一時的に脱しましたことに対しまして、構成市町並びに議員の皆様には大変感謝を申し上げます。

なお、本日ご審議いただきます案件は、今、ご報告させていただきましたこの2件でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚あかね君） どうもありがとうございました。以上で、企業長の発言は終わりました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、発言を許します。7番堀雄一朗議員。

○7番（堀雄一朗君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。2項目についてそれぞれ3点ずつ、合計6点を質問します。

1 項目めの「病院機能評価認定について」伺います。

第三者機関による評価を受けることは、安心安全の質の高い医療の達成度を計る尺度となると考えます。私は、2014年に医療機能評価の導入に関する一般質問をしたことがございまして、医療情勢の変化が今後出てきた段階で前向きに検討されると伺っておりました。その後、公立福生病院改革プランには認定取得の検討が記載されておりました。計画より少し遅れたようですが、2021年、本年の8月24日、福生病院のホームページに病院機能評価認定のお知らせが掲載をされておりました。評価結果について伺います。

1 点目は、病院機能評価結果の総括について伺います。

2 点目は、「評価対象領域、『患者中心の医療の推進・良質な医療の実践・理念達成に向けた組織運営』の評価から見えたこと」を伺います。

3 点目に、「受審により期待される効果について」伺います。

2 項目めの「救急患者受入れ体制について」伺います。

私たち地域住民には、福生病院に対して日頃より東京都指定二次救急医療機関としての期待があります。コロナ禍ということもあり、平時とは異なる対応が続いていることが推察されますが、救急患者受入れ体制について伺います。

1 点目は、コロナウイルス感染症での救急患者受入れ体制について、これまでと今後の対応についてお伺いします。

2 点目、小児救急体制について。コロナ禍でも案内を続けていただいています。これまでと今後の対応についてお伺いします。

3 点目、救急患者、コロナウイルス感染症以外の受入れ状況と今後の対応について伺います。

以上、6 点お伺いします。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 堀雄一朗議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目め、「病院機能評価認定について」の1 点目、「病院機能評価結果の総括について」でございます。

当院は、令和3年5月18日及び19日に病院機能評価を受審し、認定基準に達しているとのことで、令和3年7月30日に認定を受けました。

その際に受けた審査結果報告書による評価結果の総括には、「今回は初回の病院機能評価の受審であったが、病院長をはじめ病院幹部の強いリーダーシップのもと、病院の質向上に職員が一致団結して取り組んでこられた成果が随所で確認できた。今後も継続して積極果敢な改善活動を展開し、貴院のビジョンである『ハイレベルな二次医療機関』を目指して一層取り組まれることを期待したい。そして、地域住民と関連する医療機関からの大いなる信頼と期待に応えながら、貴院がますます発展されることを祈願する」と、初回の受審にも関わらず高い評価を受けることができました。

次に、2 点目、「評価対象領域『患者中心の医療の推進・良質な医療の実践・理念達成に向けた組織運営』の評価から見えたこと」についてでございます。

病院機能評価で評価の対象となる項目は、「患者中心の医療の推進」「良質な医療の

実践1及び2」「理念達成に向けた組織運営」の4つの領域で構成されており、全部で89の評価項目がございます。

評価の定義としましては、上位より、S、A、B、Cの4段階の評価となっております。当院では、この89の評価項目のうち、80項目がA、9項目がBと評価されましたので、おおむね適切な医療が提供できていると認識することができました。

次に、3点目「受審により期待される効果」についてでございます。

病院機能評価を受審することにより、準備段階から問題点が明らかになり、改善のきっかけとなりました。一方、評価の結果が明らかになることで新たな課題も見えてまいります。その課題に対して、病院組織全体で改善活動に継続的に取り組んでいくことにより、職員の意識向上や一体感が生まれ、多職種間の連携強化やさらなる質の改善が期待できると考えております。

当院は、今回の審査で9項目がB評価となりましたので、この課題を中心に、またS評価が一つでも多くとれるよう、職員一丸となり継続して質の改善に取り組み、当院の理念である「信頼され親しまれる病院」の達成に向けて、より良質な医療を提供できるよう努めてまいります。

次に、2項目目「救急患者受入体制について」の1点目、「コロナウイルス感染症での救急患者受入体制について、これまでと今後の対応について」でございます。

当院では、感染症診療協力医療機関として、令和2年2月13日に「帰国者・接触者外来」を設置し、新型コロナウイルス感染症の疑い例の診療を救急外来の陰圧室で開始いたしました。現在は「新型コロナ外来」と名称が変わっております。

当初、平日の時間内の診療は当番制で内科医が担当しておりましたが、コロナ対応病床の増加に伴い、内科、循環器内科、さらに他の診療科の医師が協力して、保健所や東京都調整本部、東京消防庁等の受入れ要請に応じ、新型コロナウイルス感染症の確定例と疑い例の救急患者の診療を行っております。

時間外、土曜日、日曜日及び祝日につきましては、内科系の日当直医が担当しておりますが、同時に一般の救急患者の受入れも行っているため、その時の状況によっては一般の救急患者を一時的にお断りする場合がございます。

院内での感染防止対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者と一般の救急患者との導線を分けるために、救急外来の待合室を新型コロナ外来用と一般の救急患者用の2か所設置し、救急外来の看護師は2か所の待合室を観察しながら対応しております。受付や会計等につきましても陰圧室又は待合室で行い、通常の会計窓口や精算機を利用せず、救急外来から帰宅していただいております。

また、医師、看護師だけでなく、関係する職員もマスクのみならず、フェイスシールドやガウンを着用し、感染に十分に注意しながら対応しております。

診療に当たっては、医師、看護師らに相当な負担を強いることから、一部の業務を見直し、関係職種で協力の下、救急診療を行っております。今後も、東京都等の要請に応じて対応してまいります。

次に2点目、「小児救急体制について、コロナ禍でも案内を続けていただいております。

これまでと今後の対応について」でございます。

小児救急体制につきましては、救急を要する小児患者の安全と安心を確保するために、小児科医師及び地域の小児科医師の協力の下、当番制で小児救急外来を実施しております。あらかじめ院内掲示やホームページ、構成市町の保健センターや小児クリニック等に実施日時を周知し、連携を図っております。令和2年度は、院内感染が発生したことなどにより、受入れを一時中止した時期もございましたが、毎週水曜日と木曜日の午後6時から午後10時及び、土曜日又は日曜日の午前9時から午後6時までを月5回程度実施しておりました。

ただ、今年度につきましては小児科の病棟担当の常勤医が3名から1名体制となったため、木曜日の小児救急外来を中止し、水曜日と土曜日又は日曜日を月3回程度に回数を減らして行っております。

来年度につきましては、2名の常勤医の補充が予定されておりますので、現時点では前年同様の体制を考えております。

次に3点目、「救急患者（コロナウイルス感染症以外）の受入れ状況と今後の対応について」でございます。

当院の救急医療体制でございますが、東京都指定の二次救急医療機関として、緊急の入院治療や手術を必要とする中等症及び重症患者を受入れております。平日時間内の救急医療につきましては、全診療科の医師で当たりますが、平日夜間・休日においては、内科系1名、外科系1名、産婦人科1名の計3名の医師で対応し、曜日や時間によっては、小児科や脳神経外科の救急医療にも対応しております。

昨年度は、先ほども申し上げたとおり、院内感染が発生したことなどにより、救急患者の受入れを一時中止する措置を取らざるを得ない時期もございましたが、現在は通常どおり救急患者の受け入れを行っております。

なお、救急患者から新型コロナウイルスの院内感染が発生しないよう、入院を要する救急患者に対してもPCR検査を実施し、陰性確認をしております。

救急患者の受入れ件数につきましては、新型コロナウイルス感染症患者とそれ以外の患者を区分しての統計は取っておりませんが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症患者も含んだ全体の救急患者の受入れ件数は9,427件、今年度4月から9月までの上半期の新型コロナウイルス感染症も含んだ全体の救急患者の受入れ件数は、6,219件となっております。

今後、入院中の患者や当院職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合など、感染拡大防止、安全確保の観点から、状況に応じ、救急患者の受入れの一時中止等の措置が必要となる可能性もございます。

いずれにいたしましても、そのようなことのないよう、新型コロナウイルス感染症への対応に万全の注意を払いつつ救急医療を行っていきたいと考えております。

以上で、堀議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀雄一朗君） それでは、1点ずつ再質問させていただきます。

1 項目めの病院機能評価認定についての 1 点目、病院機能評価結果の総括について再質問させていただきます。

総括では、初回の受審に向けた努力とその成果に対して、おおむね高評価をいただいたということが分かりました。答弁の中で、ホームページの院長挨拶にも掲載されていますビジョン、「ハイレベルな二次医療機関」という言葉がございました。私たち地域住民の願いどおりのビジョンです。福生病院の目指すビジョンについて、この際、少し具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） ありがとうございます。私どものビジョンは「誠実でハイレベルな二次医療機関を目指そう」というものでございます。

まず、「誠実」というのは、これは病院職員である前に人として誠実であるべきであろうということで書きました。

「ハイレベルな二次医療機関」についてですが、うちの規模だと、通常は二次医療機関ということだとどまっているわけですがけれども、別に三次の要素があるような芽を摘もうとは私は全く思っておりませんので、伸びる芽は伸ばしていきたいというふうに思っています。イメージとしては、二次医療機関と言いましても、可能な限り 2.5 次ならいいなというそういう意味で書いてあります。

具体的には、例えば、直近では二つ例があるんですけども、血友病という血が止まらない病気があります。私、この病院に来て 35 年目になるんですが、多分 35 年間で血友病の患者さんというのは、18 年診ているうちの小児科の患者さん 1 人だけだと思います。それが今回、ご高齢の方の血友病が見つかって、さらに整形外科的な手術が必要な患者さんだということで、通常だったら、これは三次でしょうということで回すんでしょうけれども、現場でいろいろディスカッションをして、うちで安全にできると思うし、ガイドラインもいろいろできているので、うちでやりたいというそういう希望が現場から出てきましたので、許可いたしました。もうこの患者さんは、手術は無事に終わって、退院されております。

それから、もう一つは、発作性夜間色素尿症という、これは極めて珍しい病気がありまして、私も小児科医 41 年から 42 年やっておりますが、初めてで、内科の患者さんです。当院で診断し、治療も当院の内科でやってみたいという医師からの話があって、さらに循環器にも大きな問題を抱えていますので、循環器内科と血液内科とで相談して、何とかできる限りうちで、この近辺の方ですのでやりたいというそういう希望がありましたので、これも大体ガイドラインが決まっておりますので、許可いたしました。

ただ、この二つの病気は、特に薬剤にかかるお金が莫大になります。もちろん病院の持ち出しにはなりませんけれども、仮に、補充療法を予定している方が、何らかの事情で当院での治療を継続できなくなってしまうと、準備した何百万円の薬剤が無駄になってしまいます。国の制度で決まっていることですので、返品はできませんし、他の病院で同じ病気の患者さんがいたとしても、当院の薬剤を回すことができないというのが今の法律らしいので、こうした場合は当院の持ち出しとなります。

そういうリスクも含めた上で、こういう2.5次というのは考えていかなければいけないので、なかなか「ああ、そうか。やるか、頑張れ、しっかりな」と上のほうが言っているだけではなかなか難しい面もあることはご理解願いたいと思います。

大体、この2例で雰囲気は分かっていたでしょうか。ありがとうございます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀雄一郎君） ハイレベルな内容について、今、事例を挙げて説明していただきましたが、公立病院としての使命というところはどこにあるのかというところで、いろいろお考えになりながらだと思いますけれども、私たち地域住民としては、やはりハイレベル目指しているんですよ、やっぱり伝えたいなというのがありまして、そういう中では質の高い医療を目指されているんですということは非常に大事なことだし、伝えやすいなと思っています。また、これからもお願いしたいと思います。

1項目めの2点目の「評価対象領域、『患者中心の医療の推進・良質な医療の実践・理念達成に向けた組織運営』の評価から見えたこと」についての再質問をさせていただきます。

S、A、B、Cの4段階で評価し、89項目中80項目がA、9項目がBということは、Cはないということですが、評価の例をちょっとここでご紹介いただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） 堀雄一郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

医療機能評価機構からの審査結果報告書の中には、89の項目ごとに「適切に取り組みられている点」と、「課題と思われる点」という記載がございまして、その主な内容を幾つかご回答させていただきます。

まず、四つの評価対象領域ごとの各評価の内訳につきましては、「患者中心の医療の推進」では、評価項目数は21項目、うちA評価が20項目、B評価が1項目でございました。

次の「良質な医療の実践1及び2」では、評価項目数が47項目、うちA評価が43項目、B評価が4項目でございました。

次の「理念達成に向けた組織運営」では、評価項目数が21項目、うちA評価が17項目、B評価が4項目でございました。

これらを全て含めたA評価80項目の「適切に取り組みられている点」の主なものを幾つか挙げさせていただきますと、「患者の権利・義務憲章」として、患者の権利7項目と責務2項目を明文化し、院外への周知にも適切に取り組んでいる。理念と5項目の基本方針を具体的な内容で明文化し、職員や院外への周知も積極的に行っている。病院長を中心とする病院幹部は、課題の把握と問題解決に積極的に取り組むとともに、就労意欲を高めるための働き方改革の推進や目標管理、人事評価制度の導入などリーダーシップを十分に発揮している。全体的には各部門、各部署は適切に機能を発揮しており、貴院の良質な医療提供と高度な診療機能に大きく貢献している、などでございます。

次に、B評価の「課題と思われる点」とされた内容を幾つか挙げさせていただきますと、職員の喫煙率について、今後さらなる喫煙率の低減に取り組むことが望まれる。麻

薬や向精神薬の保管状況につきまして、鍵がほかの鍵と一緒に束ねられていた部署があったため、鍵を分けるなど管理体制を強化されたい。感染性廃棄物の処理について、足で踏んで開閉する容器を使用することが推奨されておりますが、一部の部署で蓋を素手で開けている状況が見られたため、曝露防止に向けた対策を講じられたい。診療科によって不足気味となっている医師確保策の継続的な取組、有給休暇の取得率の向上への取組、健康診断の100%実施に向けた取組などの九つの課題が挙げられておりました。

いずれにいたしましても、これらを総合的に評価した総括での改善要望事項は、「該当する項目がありません。」と記されておりましたので、当院の医療は適切であるとの評価と考えております。

今後は課題と思われる点を一つでも減らし、地域住民に信頼される病院を目指して、より高い評価が得られるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀雄一朗君） 第三者から各部門、部署は適切に機能を発揮し、良質な医療提供と高度な診療機能に大きく貢献していると評価を受けたことを喜ばしく思います。

課題と思われる点に職員の喫煙率低減などもあるようです。皆さんの健康のためにも零を目指していただきたいと存じます。

1項目めの3点目の受審による期待される効果については、受審することにより、準備段階から問題点が明らかになり改善のきっかけとなったと答弁がありました。また、今後もS評価が一つでも多く取れるよう努められるとのことでした。期待どおりの効果ではないかと思えます。認定は5年に1回かと存じます。第三者評価は、皆さんのモチベーションとしても今後活用していかれることを期待しております。

では、2項目めの1点目のコロナウイルス感染症での救急患者受入れ体制についての再質問に移らせていただきます。

コロナ対応病床の増加に伴い、内科、循環器内科、さらに他の診療科の医師が協力をし、入り口から会計まで導線の確保をしながら受入れに当たられた様子をお聞きしました。一度確認させていただきたくったのでお伺いいたしました。

幽霊病床ということが最近問題になっていましたが、福生病院では、病床確保に協力の上、フル稼働されてきたと伺っています。もちろん患者さんがいるときは全てフル稼働でということだったと思えます。チームワークなくしてできないことをやり遂げてこられたのだと存じます。心より感謝を申し上げます。

1点目については、再質問はありません。

また、次に2項目めの2点目、小児救急体制について。コロナ禍でも案内を続けていただいておりますについてですが、コロナ禍では、全国的に一般では小児科の受診者が激減しているというお話を伺っておりました。令和2年度の、これは救急の話ですけども、実績と、令和3年度の上半期の様子を教えてください。

○議長（大塚あかね君） 医事課長。

○医事課長（青木しのぶ君） 令和2年度の小児救急患者数についてお答えします。

令和2年度は196件で、令和3年度の上半期は125件でした。そのうち6歳未満のお

子さんにつきましては約 63%、令和 3 年度の上半期の 6 歳未満のお子さんは 74%のお子さんが小児救急外来を受診しております。夜間や休日に急に発症したお子さんなど、小児の診療が可能な体制を地域の小児科の先生方と連携を取りつつ確保してまいります。以上です。

○議長（大塚あかね君） 堀議員。

○7 番（堀雄一郎君） 小児救急のご案内につきましては、来院する患者さんの情報としても役立っているほか、地域住民の安心感にもつながると思います。また、コロナ禍での継続はありがたいと思ひまして、確認させていただきました。

次の 2 項目めの 3 点目、救急患者（新型コロナウイルス感染症以外）の受入れ状況と今後の対応について再質問します。

新型コロナウイルス感染症患者とそれ以外の患者を区分して数は取っていないとのことでしたが、令和 2 年度は 9,427 件、令和 3 年は上半期で 6,219 件とのことでした。令和 2 年度の決算書を見ますと、救急診療患者数は、元年度は 6,830 件と記載がございました。ここで比較したいのでお聞きしますが、コロナが始まる前の救急患者数はどのぐらいだったのかを、ちょっと確認させていただきたいと思ひます。

○議長（大塚あかね君） 医事課長。

○医事課長（青木しのぶ君） お答えいたします。

コロナ禍以前で申し上げます。平成 29 年度は 6,624 件、平成 30 年度は 6,843 件、令和元年度は、先ほどおっしゃっていただいた 6,830 件の患者数を受入れております。以上です。

○議長（大塚あかね君） 7 番堀議員。

○7 番（堀雄一郎君） 令和 2 年度、コロナ禍での影響とはいえ 9,427 件、これはすごい数だなと思ひました。コロナ禍が始まって以来、発熱のある方がどこに電話をしても断られ、本当に困っておられました。院長の冒頭の挨拶でさらっと言われましたけれども、西多摩の医療機関で新型コロナウイルスの感染症患者を数の上では最も受入れていたというお話がございましたが、これは大変驚くべきことだと私は思ひました。

コロナ禍では疑い患者を含め多くの方を救急で受入れし、対応されてきたことが確認できます。また、西多摩の医療崩壊を防ぎ守ってくださったのだと思ひます。

今後も油断ならない日々が続きますが、救急患者受入れのご努力に心より感謝申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚あかね君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第 4、議案第 8 号、令和 3 年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第 8 号、令和 3 年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度福生病院企業団病院事業会計当初予算は、新型コロナウイルスの影響を考

慮し、赤字予算を調製しておりましたが、今回の補正予算は、主に東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業をはじめとした、都補助金が継続されたことを受け、関係する収入及び支出を補正することにより、収支均衡予算を調製したものでございます。

細部につきましては、経理課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚あかね君） 経理課長。

○経理課長（青木広幸君） それでは、お手元の別冊「令和3年度福生病院企業団病院事業会計補正予算書（第1号）」にてご説明をいたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

次に、第2条、業務の予定量でございますが、入院については、東京都からの要請により、新型コロナウイルス感染症患者対応病床を増床したことで、一般急性期病床の縮小を余儀なくされたため、年間延入院患者数を2万3,725人減じ、5万6,575人とし、1日平均患者数も65人を減じ、155人と見込んでおります。

外来については、患者感情としての受診控えや感染症の蔓延を考慮し、当初、抑え気味に積算をしておりましたが、PCR検査を受ける患者が増加したことや、通常診療の受診が戻りつつあるため、年間延外来患者数を1万4,520人増、1日平均患者数は60人増を見込み、655人としております。

次の第3条、収益的収入及び支出、及び、第4条資本的収入及び支出については、内訳がございまして、大変恐れ入りますが、本補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

令和3年度福生病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書について、各科目の既決予定額、補正予定額及び計の順に説明をさせていただきます。

まず、(1)収益的収入及び支出の収入の第1款、病院事業収益は、補正予定額16億7,013万4,000円でございますが、第1項、医業収益の補正予定額マイナス5億468万9,000円と、第2項、医業外収益の補正予定額21億7,482万3,000円の合計額を計上しております。

第1項、医業収益でございますが、第1目、入院収益の補正予定額マイナス6億9,261万6,000円と、第2目、外来収益の補正予定額1億8,792万7,000円の合計額を計上しております。

次に、第2項、医業外収益でございますが、第3目、国庫補助金の補正予定額1億5,705万円と、第4目、都補助金の補正予定額20億1,777万3,000円の合計額を計上しております。

国庫補助金については、新型コロナウイルス感染症患者対応病床を増床したことに対する、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金などがございます。

都補助金については、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを可能にするため、空

床を確保し、その空床を補填する病床確保支援事業や、新型コロナウイルス感染症患者に対応する職員に支給する特殊勤務手当に対する医療従事者特殊勤務手当支援事業などがございます。

続きまして、支出の第1款、病院事業費用は、補正予定額12億3,274万6,000円でございますが、第2項、医業費用の補正予定額2億451万3,000円、第3項、医業外費用の補正予定額437万1,000円及び、第5項、予備費の補正予定額10億2,386万2,000円の合計額を計上しております。

第2項、医業費用でございますが、第1目、給与費の補正予定額4,770万8,000円と、第3目、経費の補正予定額1億5,680万5,000円の合計額を計上しております。

給与費については、都補助金を財源に、新型コロナウイルス感染症患者に対応する職員に支給する特殊勤務手当を、1勤務当たり1,000円から5,000円に増額したことや、対応する職員が増加したこと等によるものでございます。

経費については、修繕費4,441万5,000円及び委託料1億1,239万円を計上しております。一つ目の修繕費は、新型コロナウイルス感染症患者対応病床の拡大に合わせた受入れ体制強化のため、簡易陰圧室設置等に伴う建物修繕などを実施したことにより、今年度、更新予定となっている入退室管理システムや、直流電源装置の蓄電池などの更新に伴う修繕費用が不足したため1,911万5,000円を、また、MRI室を覆うシールド劣化により、画像の乱れが発生したことによるシールド補修に伴う医療機器等修繕などを実施したことにより、予算に不足が生じたため、今後の医療機器の経年劣化に伴う修繕分として2,530万円を計上しております。

二つ目の委託料は、PCR検査の増加に伴い、検体検査委託に不足を生じたために8,595万3,000円、新型コロナウイルス感染症への対応を含めた業務量の増加に伴い、人材派遣件数の増加に伴う業務委託で1,820万円。こちら、新型コロナウイルス感染症患者対応に係る感染性廃棄物が増加したことに伴う廃棄物処理委託として823万7,000円を計上しております。

次に、第3項、医業外費用でございますが、この後の(2)資本的収入及び支出で説明いたします、医療機器購入に伴う消費税額等を計上しております。

次の第5項、予備費でございますが、昨年度、当院では2度にわたる院内感染により、収益が大幅に悪化をいたしました。今後の感染状況の推移も依然として不透明な状況である中、このような再度の感染拡大によっては病院経営が一時的に不安定となり、緊急な支出が必要となるような想定外の事態に備えるため、10億2,386万2,000円を予備費として計上しております。

ページが変わりまして13ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入の第1款、資本的収入は、補正予定額3,625万円でございますが、第3項、都補助金の第1目、都補助金の金額が同額計上されており、新型コロナウイルス感染症に係る医療機器の購入に対する補助金収入でございます。

次に、支出の第1款、資本的支出は、補正予定額4,917万6,000円でございますが、第1項、建設改良費の第1目、医療機器等購入費の金額が同額計上されております。こ

ちらは、年度当初に予定をしておりました血管撮影装置、調剤機器のほか、新型コロナウイルス感染症患者対応病床の増床に合わせた受入れ体制強化のため、新型コロナウイルス感染症に係る設備整備都補助が実施されたことにより、こちらを財源に人工呼吸器や生体情報モニター、高流量鼻カニューラ等を購入する必要があるため、補正予定額を計上しております。

このことを受けまして、大変恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、2億8,645万6,000円を2億9,938万2,000円に改めるものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてでございますが、先ほどご説明いたしました給与費への補正予算計上を受けまして、給与費の既決予定額46億4,832万円に補正予定額4,707万8,000円を加え、46億9,602万8,000円に改めるものでございます。

ここまでが議会の議決をいただくもので、3ページ以降は付属書類として、実施計画書、予定キャッシュ・フロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表がござい
ますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度福生病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもって提出理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号、福生病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第5、議案第9号、令和2年度福生病院企業団病院事業決算の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 議案第9号、令和2年度福生病院企業団病院事業決算の認定について、ご説明申し上げます。

令和2年度の患者の状況でございますが、入院が延べ6万5,917人で、前年度比1万6,224人、率にして19.8%の減となり、外来は、延べ15万3,624人で、前年度比1万7,791人、率にして10.4%の減となっております。

決算の状況でございますが、収益的収支は、病院事業収益が90億11万8,574円、病院事業費用では88億2,844万7,338円となり、損益計算書上の純利益は1億6,935万8,476円となりました。

資本的収支では、企業債、構成市町負担金、補助金などの収入が5億5,598万8,500円で、建設改良費、企業債の償還などの支出が9億8,490万5,286円となりました。収入が支出に対し不足する額4億3,045万4,786円は、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

細部につきましては経理課長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りまして、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚あかね君） 経理課長。

○経理課長（青木広幸君） それでは、お手元の別冊、令和2年度福生病院企業団病院事業決算書にてご説明いたします。

まず、表紙をおめくりください。

目次に記載されておりますように、この決算書は、ローマ数字のⅠ、決算報告書並びに財務諸表と、ローマ数字のⅡ、こちらは付属書類となりますが、事業報告書のこれら二つで構成されております。

なお、ローマ数字Ⅰの1、決算報告書は、消費税込み、ローマ数字Ⅰの2、財務諸表につきましては、消費税抜きとなっておりますが、18ページの資本的収支明細書につきましては、消費税込みとなっております。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

1の決算報告書、令和2年度福生病院企業団病院事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出における収入から、決算額、予算額対比増減の順でご説明いたします。

第1款、病院事業収益でございますが、決算額90億11万8,574円、予算対比で2億461万5,426円の減となりました。備考欄の括弧内は仮受消費税で、検診事業、個室料、文書料などの自由診療分に係る消費税でございます。

病院事業収益の内訳でございますが、第1項の医業収益は、決算額60億5,421万877円、予算対比で14億8,556万9,123円の減でございます。第2項の医業外収益は、決算額29億4,222万7,496円、予算対比で12億7,899万7,496円の増でございます。ここには、新型コロナウイルス感染症に係る補助金として13億6,841万6,000円が含まれております。第3項の特別利益は、決算額368万201円、予算対比で195万6,201円の増となっております。

続きまして、支出でございます。決算額、不用額の順でご説明いたします。

第1款、病院事業費用でございますが、近年の傾向としましては、経年劣化に伴う修繕が増加していることや、委託料等の経費及び給与費の増加、また、直近では、新型コ

コロナウイルス感染症に係る職員手当の発生や、検体検査委託の増加が増額要因となった一方で、患者数の減少に伴う材料費や光熱水費の減少などが減額要因となっており、決算額は88億2,844万7,338円、不用額3億7,628万6,662円となりました。備考欄の括弧内は、仮払消費税で、材料費や、医事、清掃、給食などの業務委託経費などに係る消費税でございます。

病院事業費用の内訳でございますが、第1項の企業団管理費は、決算額3,136万8,943円、不用額121万5,057円でございます。第2項の医業費用は、決算額85億3,839万4,650円、不用額3億2,983万2,350円でございます。第3項の医業外費用は、決算額2億5,868万3,745円、不用額3,362万6,255円でございます。第4項の特別損失及び第5項の予備費につきましては、決算額はゼロ円でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出における収入の第1款、資本的収入でございますが、決算額は5億5,598万8,500円で、予算対比1億5,133万3,500円の減でございます。これは主に、医療機器等の更新に際し、補助金を活用したことに伴う企業債の減少によるものでございます。

資本的収入の内訳でございますが、第1項の企業債は、決算額7,040万円で、予算対比2億2,700万円の減でございます。

第2項の他会計補助金は、決算額1億6,058万8,000円でございます。これは、構成市町からの建物への企業債元金償還金に対する補助金でございます。

第3項の都補助金は、決算額1億5,547万2,000円で、予算対比7,538万4,000円の増でございます。これは、東京都からの企業債元金償還金に対する補助金と、NBC災害テロ対策設備整備事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金でございます。

第4項の他会計負担金は、決算額1億6,901万9,000円でございます。これは、構成市町からの建物への企業債元金償還金に対する負担金でございます。

第5項の固定資産売却収入は、決算額ゼロ円でございます。

第6項のその他投資返還金は、決算額50万9,500円で、予算対比28万3,500円の増でございます。これは、医師及び看護師住宅の敷金の戻入金でございます。

続きまして、支出の第1款、資本的支出は、決算額9億8,490万5,286円で、不用額1億4,029万5,814円でございます。

資本的支出の内訳でございますが、第1項の建設改良費は、決算額1億9,152万8,183円で、不用額1億3,936万4,917円でございます。

第2項の企業債償還金は、決算額7億9,323万103円、不用額897円でございます。

第3項のその他投資は、決算額14万7,000円、不用額93万円でございます。こちらは、医師及び看護師住宅の敷金でございます。

なお、支出欄の枠外に記載してございます、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億3,045万4,786円につきましては、損益勘定留保資金等で補填をしております。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

2の財務諸表でございます。ここからは、消費税抜きの金額表示となります。

まず、(1)令和2年度福生病院企業団病院事業損益計算書でございますが、こちらは、令和2年度の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と、これに対する全ての費用を記載し、純損益と、その発生由来の表示報告書でございます。

1の医業収益は、入院収益、外来収益及びその他医業収益でございます。合計額は60億3,667万719円でございます。

この医業収益から、2-1の企業団管理費の合計3,134万3,446円と、2-2の医業費用の合計額83億2,140万4,986円を差し引いたものが、2-2の医業費用、一番下の行の医業損失で23億1,607万7,713円でございます。

次に、3の医業外収益は、受取利息及び配当金、構成市町からの他会計補助金及び負担金、国及び都の補助金に加えて構成市町特別支援金などで、合計額は29億3,760万7,621円でございます。

次に、4の医業外費用は、支払利息、雑損失などで、合計額は4億5,585万1,633円でございます。なお、雑損失には、病院事業会計の特性上存在する課税仕入控除対象外消費税が計上されております。

3の医業外収益から、4の医業外費用を差し引いたものが、右隣にあります24億8,175万5,988円で、先ほどの医業損失と相殺しますと、6ページ一番下の経常利益は1億6,567万8,275円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

5の特別利益は、過年度損益修正益で、合計額は368万201円でございます。

6の特別損失は、ゼロ円でございます。特別利益から特別損失を差し引いた額は、368万201円でございます。

収益から費用を差し引いた当年度純利益は1億6,935万8,476円で、これにつきましては、先ほどご説明いたしました新型コロナウイルス感染症に係る補助金が大きな要因となっております。

なお、令和元年度までは損失が続いており、平成29年度は1億4,741万5,099円、平成30年度は3億6,498万7,428円、令和元年度は6億4,561万6,515円の純損失でございました。これらの主な要因は、病床稼働率の低下によるものがございます。

前年度繰越欠損金は、14億5,108万6,284円でございます。

その他未処分利益剰余金変動額は、マイナス1億8,079万5,810円でございます。

当年度未処理欠損金は、14億6,252万3,618円でございます。令和元年度との比較では、1,143万7,334円増加をしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

(2)令和2年度福生病院企業団病院事業欠損金計算書でございます。こちらは、資本金、剰余金及び欠損金が令和2年度にどのように変動したかを表したもので、こちらにつきましては、後ほどご覧いただきたく存じます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

(3)令和2年度福生病院企業団病院事業欠損金処理計算書でございます。

こちらは、欠損金を補填するための処理を明らかにするための計算書でございます。令和2年度は、欠損処理を行わず、未処理欠損金を全額翌年度へ繰越いたしました。

続きまして、11ページをご覧ください。

(4) 令和2年度福生病院企業団病院事業貸借対照表でございます。

こちらは、財政状態を明確にするため、令和2年度末現在で保有している全ての資産、負債及び資本を表したものでございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産は、土地、建物、構築物などの有形固定資産で、合計73億3,322万288円でございます。無形固定資産はソフトウェアで5,781万2,117円でございます。

前払退職手当組合負担金などの投資その他の資産は、17億3,265万2,720円でございます。

これら、固定資産の合計は、91億2,368万5,125円でございます。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品等で、合計で25億7,189万4,766円。

3の繰延資産は、ゼロ円でございます。

資産合計は、116億9,557万9,891円となっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

まず、12ページ、負債の部でございますが、4の固定負債の合計は、72億90万1,973円でございます。

5の流動負債の合計は、14億4,862万5,385円となります。

6の繰延収益の合計は、3億3,959万3,076円でございます。

負債合計は、89億8,912万434円となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。資本の部でございます。

7の資本金は、自己資本金で、その内訳は、東京都国民健康保険団体連合会からの引継資本である固有資本金、構成市町の負担金である繰入資本金、利益を源泉とする組入資本金からなるものでございます。

自己資本金合計は、40億3,373万8,374円となっております。

8の剰余金でございますが、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は、マイナス13億2,727万8,917円で、これに資本金を加えた資本合計は、27億645万9,457円で、さらに、負債の部を加えた負債資本合計は、116億9,557万9,891円となります。こちらは、先ほどご説明いたしました資産の部の資産合計と一致いたします。

続きまして、14ページをお開きください。

ここからは、財務諸表付属書類でございます。

(5) のア、令和2年度福生病院企業団病院事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フローは、現金の流れを表し、一定の活動区別に、実際に得られた収入から外部への支出を差し引いた手元に残る資金の流れを示すもので、現金収支を把握する計算書となっております。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、5億9,096万2,222円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス1億7,375万4,030円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス2億3,775万1,103円でございます。

令和2年度中の資金増加額は1億7,945万7,089円となっており、増加の主な要因は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金によるものでございます。なお、平成29年度は、1億4,547万543円の資金増加、平成30年度は、1億4,841万1,472円の減少、令和元年度は、5億1,902万270円の減少でございました。

資金期首残高は9億5,471万4,524円、資金期末残高は11億3,417万1,613円でございます。

次の15ページから17ページまでは収益費用明細書、18ページは資本的収支明細書、20ページ、21ページは、固定資産明細書と企業債明細書、23ページ以降は、附属書類の事業報告書となりますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和2年度福生病院企業団病院事業決算の説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもって提出者の説明は終わりました。

しばらく休憩いたします。

午後2時09分 休憩

（監査委員 渡辺 晃君入場）

午後2時09分 再開

○議長（大塚あかね君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、令和2年度福生病院企業団病院事業決算審査の報告を求めます。渡辺晃監査委員。

○監査委員（渡辺 晃君） 令和2年度福生病院企業団病院事業決算審査結果について、ご報告申し上げます。金額については万円単位とさせていただきます。

去る8月27日、公立福生病院2階大会議場において、下野監査委員とともに、事務長及び経理課職員立会いの下、審査を実施いたしました。

審査に付された決算書、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数に誤りもなく、適正に表示しているものと認めました。

また、予算執行は、おおむね適正であることを認めました。

業務実績では、入院患者数、外来患者数及び病床稼働率の全てが3年連続で前年度を下回っております。単年度の経常収支は、1億6,935万円の純利益となりました。その最大の要因は感染症に係る補助金の受領であります。構成市町からの特別支援金の受領も一つの大きな要因であります。

資金収支では、収入の根幹である業務活動は当年度純利益が計上されたことから、年度末の資金残高が11億3,417万円となり、対前年度比1億7,945万円の増加となりました。

意見書の冒頭に「依然として収束の見通しが立たず」と記しましたが、本日の現状で

言えば、収束方向なのか、再びの感染爆発前の静けさに過ぎないのか判然としないところでしょう。いずれにしても新型コロナウイルス感染症の拡大は、病院経営に様々な課題を呈しました。たやすいことでないことは重々承知いたしておりますが、病院経営的視点からは、迅速に問題点の洗い出しとその対処法などを考察していただき、企業長の下、職員一丸となり、次なる攻めの経営努力に励まれることを要望いたします。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、資金不足比率の審査を行いました。令和2年度福生病院企業団病院事業の決算において、資金の不足額はありませんでした。

これにて審査結果の報告を終わります。

○議長（大塚あかね君） ありがとうございます。これをもって決算審査の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。7番堀議員。

○7番（堀雄一朗君） 事業決算書の18ページ、ウの資本的収支明細書の支出からお伺いいたします。

資本的支出、建設改良費、医療機器等購入費1億9,152万8,183円、また、事業報告書のほうの30ページに内容が記載されておまして、(3)で固定資産の購入に関する事項に内訳がございますが、令和2年度に予定をされていた案件は予定どおり購入されたりということはできたのでしょうか。この点をちょっと確認させていただきたいと思っております。

○議長（大塚あかね君） 経理課長。

○経理課長（青木広幸君） 令和2年度に企業債で借入れを予定しておりました全身用エックス線CT撮影装置など、新型コロナウイルスの補助金がついたことによりまして、重要な資産としてこちらのほうで購入しております。そのほか17点を購入いたしました。

当初は33品目の購入を予定しましたが、感染拡大の中、11月にクラスターが発生したために、当初予定しておりました33品目中17品目の購入にとどめておりますということでございます。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀雄一朗君） それでは、17品目にとどめられた、予定していて実際には執行されなかったことについては、その後どのようにされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 経理課長。

○経理課長（青木広幸君） 令和2年度に購入を見送りました16品目につきましては、令和3年度以降に順次購入をしていくということで今進めているところでございます。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 堀議員。

○7番（堀雄一朗君） 分かりました。コロナの影響等いろいろあったかと思えますけれども、最も病院で大切にされているのは人材なのかと思えますけれども、医療機器等も適切な時期に改めていくことも、ハイレベルな医療機関を維持するために重要かと思えます。

高価なものも多数あるかと思えますけれども、計画的な更新、予算確保と執行に3年度以降もしっかり努めていただければと思います。終わります。

○議長（大塚あかね君） ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第9号、令和2年度福生病院企業団病院事業決算の認定についての件の討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号、令和2年度福生病院企業団病院事業決算の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第6、諸報告を行います。

諸報告1、令和2年度福生病院企業団病院事業会計資金不足比率について及び諸報告2、令和2年度福生病院企業団病院事業会計予算繰越については、議員の皆様へ配付してあります諸報告をもって企業長側からの報告にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

○議長（大塚あかね君） 以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第2回福生病院企業団議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 1月11日

福生病院企業団議会議長 大塚あかね

福生病院企業団議会議員 下野 義子

福生病院企業団議会議員 秋山 義徳